

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	ミャンマー政府・ミャンマー各少数民族武装勢力(EAG: Ethnic Armed Groups)間の紛争により、社会的・経済的発展から取り残された紛争被害者に対し、安定的な電力の提供による再定住環境の整備に寄与するとともに、本事業の計画から実施を通して、ミャンマー政府・EAG双方の同意・協力を得て行うことで、両者の一層の信頼醸成・協力関係に寄与した。
(2) 事業内容	(ア)ミャンマー カレン州、モン州にかかる KNU 支配地域の 15 村、1370 戸（当初計画）に対し、家庭用小型ソーラー発電装置を設置し、更に KNU からの要請を受け、Do No Harm への配慮の観点から 200 台を追加設置した。（村別設置台数は別紙 1） (イ) ソーラー発電装置の設置方法 ①計画・立案・実施 本事業を通してミャンマー政府及び EAG 間の一層の信頼醸成構築を図るため、日本財団の助言と調整サポートを受けながら、復興支援事業の計画・立案から実施に至るまで一貫して双方の連携・協力の下に進めた。具体的には、ミャンマー政府、EAG、日本財団の三者間による調整会議に参加し、支援対象地域、支援内容、工事請負会社、物資調達方法等について協議し、双方が協働して復興支援事業計画書を作成した。双方が合意した計画書に従い、日本財団の助言と調整サポートを受けながら、ミャンマー政府、州政府と EAG の連携・協力の下、事業を実施した。 ②工事請負会社との関係 <業者選定> 事業申請時点では、施工業者はミャンマー政府と KNU の両者で合意した業者（Excellent Unity 社）を使うことが事業実施要件の一つとなっていたが、その後、4 者会議（中央政府、カレン州政府、EAG、日本財団）が開催され、機材の価格の見直しを含め様々な意見が出されたため、業者については白紙撤回され、改めて当該業者を含めた 4 社による指名入札を実施することとなった。 当会は 4 社から提出された機材の評価を行い、改めて開催された業者選定会議にその結果を提出した。それを踏まえて審議が行われたが、4 社入札でも基準をクリアできた会社はなく、結果的に入札は不調に終わり、再度オープンな競争入札を実施して業者の選定を行うことになった。 競争入札には 8 社が応札し、当会は 8 社の機材の詳細な性能試験を実施し、5 月に開催された業者選定会議に試験結果を提出。再び 4 者で審議が行われた結果、最終的に iCTS 社が選考され、当会は 6 月に iCTS 社と契約を取り交わし、機材の発注を行った。 追加の 200 台については、当初の iCTS 社と追加分の金額と納期が折り合わず、当会よりの仕様（性能&価格）を満たした iCherry 社と契約を取り交わし、発注を行った。

<仕様の決定>

これまでにカレン州政府が行ってきた太陽光による住宅電化事業では詳細な仕様がなく、工事の標準方法の統一がされておらず、十分な知識を持たない工事担当者による施工によって、納品機材や工物品質に問題が生じていた。当会では「機材仕様書兼工事仕様書」別紙2)を定め、サンプル品により性能試験を行った。必要に応じてメーカ技術者との調整も行った。また、出荷時に提出させる「出荷検査」の仕様(「出荷検査仕様書」別紙3)を定め、検査結果を入手し、確認を行った。

<工事手順・工事指導>

工事方法についても、標準工事方法を指定し(「工事設計図」別紙4)、実際の組み立て工事の演習も、工事リーダーを集めて実施した。

③ 住民への説明

KNUと当会の間で事業協力に関する合意書を2016年6月に取り交わし、KNUの案内のもと、当会スタッフ(日本人を含む)は工事施工業者を伴って、事業地15ヵ村を訪問し、1. 本事業がミャンマー政府、州政府とKNUの連携・協力と日本の支援によって実現していること、2. 工事内容(設置予定数を含め)やスケジュール、3. 機材のメンテナンスの必要性、4. 将来的にバッテリーの調達が必要でありそのための資金計画の必要性、5. 各村に複数人の村民をボラティア連絡員(メンテナンス委員)として選任してもらい、①設備の不具合および村民からの意見やクレームの受付窓口、②不具合が発生した設備の確認および手順に従った関係者への連絡、これらの対応を行うのに必要な知識や手順を学ぶための研修を実施し、必要なサポートを行うことについて村の代表者たちを対象に説明を行った。

④ セキュリティ確保への取り組み及び治安等の状況

事業地では携帯電話も通じない上(15村中6村のみ一部で可)、地雷が敷設されているエリアもあるなど、安全上の課題が多々あるため、ローカルスタッフも含めた本事業担当チームメンバーで事業地におけるリスクアセスメントを行い、リスク軽減策についてまとめた。また、事業地に入ってから不測の事態が発生した場合に備え、緊急連絡方法と手順について全員で確認した。なお、緊急連絡用に衛星携帯電話を携帯した。

⑤ 設置工事

工事機材は雨期が明ける10月末からでないと現地への搬入ができないため、雨期が明けてトラックが入れるようになると直ちに機材を搬入した。ソーラーパネルを固定する支柱は、現地の収入や雇用の確保のために、村民がBHNの指定した部材の加工製作を行った。

設置工事は、施工業者が1チーム2-3名の工事チームを時期に合わせて、4-5チームの体制で1日当たり10軒から15軒の設置を行った。設置作業は、1)ソーラーパネルの設置、2)本体装置の設置、3)LED管、LED電球の設置と配線固定接続、4)動作試験、5)使用者への取り扱い説明の手順で行わ

	れた。 施工後には、現地語のユーザーマニュアルの本体装置への貼付けを行った。 ⑥ 検査・修理・完了確認 設置終了の報告を受けたところから当会スタッフが順次完了検査を行い、完了したものには日本からの支援ステッカーを貼付し、不備がある場合は、修理を実施させ、完了確認を行った。 ⑦ モニタリング システムが正常に作動しているか、利用者が事前説明通りシステムを適切に使用しているか、どのように活用しているのか、問題に対して適切な対応ができていないかなどについて、設置工事完了後、当会スタッフが各村を訪問し、チェックリストなどを使った聞き取り調査によるモニタリングを行った。
(3) 達成された成果	期待される成果についての達成度 1. 各戸に電気が供給され、最低限の照明と電力が得られる。 : 当初分1370台については、業者選定等に相当な時間を費やしその為雨期に入ってしまったことから、工事開始が遅れ、16年11月2日にスタートし、検査・修理のステップを経て、17年6月28日にモニタリングを完了し、対象の全ての家に、LED管とLED電球による照明と電力の供給が実現された。 : 追加分200台についても、17年4月30日に設置工事が開始され、17年6月28日にモニタリングを完了し、対象の全ての家に、LED管とLED電球による照明と電力の供給が実現された。なお当初分1軒、追加分1軒の合わせて2軒については、建物が建設中のため工事ができず、建物オーナー自身で施工をすることにし、当会としても、状況はメンテナンス委員を通じてフォローし、必要があれば支援していくこととした。 確認は、全村民より「受入確認書」(別紙5-1)を受領した上で、「完了検査一覧表」(Min Zaw 村の例: 別紙5-2)により実施した。 2. 電力が供給されたことで、生活上の利便性が広がり、安全・安心な暮らしができるようになる。 : 設置工事完了後、全村で、設置軒数の10%程度の131軒で、統一質問項目について、ヒアリングによるモニタリングを実施した。結果は、 ・ 全ての村で、大幅な生活の改善が図られたとの意見で、ドナーに対する大変な感謝が表明されている。 ・ モニタリング対象の全村民から、満足、操作が容易、明るさも十分との回答をもらった。 ・ ランプの使用時間では、事前の住民教育も効果を発揮し、むやみに長時間利用する例はなく、2時間～5時間がほとんどで、またおおむね6割が、USBでの携帯電話充電、ACコンセントによるDVDプレーヤーや扇風機等の利用を行っている。 「村別モニタリング結果」(Min Zaw 村の例: 別紙6-1)、「全村モニタリング集計表」(別紙6-2) 及び「村民コメント例」(別紙6-3) 3. メンテナンス委員に基礎研修を行い、設備の継続的な利用のた

	めに必要な維持・管理体制を整えた。（「メンテナンス委員メンバーリスト」別紙７）
（４）持続発展性	本事業により平和構築の基盤となるミャンマー政府と EAG、更に日本の支援組織の信頼関係が一層醸成され、コミュニティ再建・定着・発展に向けたニーズや課題に対して３者が協力して取り組むことにより、持続的な紛争被害者支援を行う体制が確立されてきた。 ミャンマー政府、州政府および KNU から、本事業の有効性が表明され、今回の事業に引き続き、更にエリアを拡大して、同様の「紛争被害者を対象とした住居電化事業」を継続するよう要請された。 本事業の成果を維持していくために、次期においては、各村のリーダーに加え、システムサポーターを選定し、彼らを通じて情報の交換、修理及びバッテリー交換に関するアドバイスを行うことによって、村民による自律的な保守・運用体制の維持に協力することとする。 本事業を通じて得られた現地の実態、ニーズに応えるため、第二期事業では、以下を計画している。 ：各村民の中から、上級レベルの「ソーラーシステムサポーター」候補者を選定してもらい、故障対応、あるいは家屋の改築などによる移設工事に対応できるように教育する。具体的には、設置対象エリアの住民の中から、１２名程度を選び、当会から基礎知識を教育した上で、工事業者のチームメンバーとして実際の工事に従事させる。その後、村内での移設工事等も行い、設備が故障しても、放置されることが起きないように配慮する。

3. 事業管理体制、その他

(1) 特記事項

今回の事業地は、少数民族武装勢力の支配地域であり、和平協定は結ばれたといえ、その分派が散発的に小競り合いを起こすこともあった。現地にミャンマー人が訪問することに大きな問題はないが、邦人が事業のために訪問する場合は、州政府に入域許可を得る必要がある。この許可が急に保留される場合もあり、最終的な完了検査に邦人が現地に入れないことがあった。これについては事前に当会のミャンマー人スタッフをOJTにて教育したため、後半は当会のミャンマー人スタッフのみで検査を実施することができ、事業遂行に支障を与えずに完了することができた。しかしながら、邦人技術者の訪問は、技術的に複雑なトラブル対応には不可欠であり、裨益者に対しては日本からの支援であることを理解してもらう上で重要なことでもあるので、今後の一層な和平が進むことを期待している。

完了報告書記載日：2017年9月29日

特定非営利活動法人 BHNテレコム支援協議会

理事長 佐藤 征紀 (印)



【添付書類】

- ① 事業内容、事業の成果に関する写真
- ② 日本NGO連携無償資金収支表（様式4-a）
- ③ 日本NGO連携無償資金使用明細書（様式4-b）
- ④ 外部監査報告書